

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	(1)移動等円滑化基本構想に記載されたとき事業主体となる施設設置管理者に実施義務が課される教育啓発特定事業の創設(第2条、第36条の2及び第38条関係)
規制の区分	新設
担当部局	国土交通省総合政策局安心生活政策課
評価実施時期	令和2年2月3日
規制の目的、内容及び必要性等	現在、ハード事業を中心とした移動等円滑化基本構想制度の課題として、例えば、ハード事業として駅に音声案内設備を設けたが音声案内が混雑時に聞こえなくなってしまう場合に必要となる周囲の手助けや、車椅子利用者用駐車施設の適正利用など、乗客等の施設利用者による手助けやマナー遵守等について、周囲の理解・協力を求める教育や啓発活動等のソフト面の対策をハード整備に併せて講ずることの必要性が指摘されている。以上をふまえ、本改正により基本構想の特定事業の一類型としてソフト事業である教育啓発特定事業を創設し、当該教育啓発特定事業を基本構想に位置付けた場合に、事業主体となる施設設置管理者に実施義務を課するとともに、当該施設設置管理者を市町村による実施の要請、主務大臣による実施の勧告・命令及び罰則の対象とする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	移動等円滑化基本構想に教育啓発特定事業の実施主体として位置付けられた施設設置管理者において、教育啓発特定事業を実施する費用が発生する。
(行政費用)	行政費用として、以下の費用が発生する。 (1)基本構想に位置付けられた教育啓発特定事業に関し、市町村による実施の要請に応じない施設設置管理者がいるとの通知を受けた際、主務大臣が行うことができる勧告に係る費用 (2)正当な理由なく(1)の勧告に係る措置を講じない者に対する主務大臣による是正命令に係る費用
直接的な効果(便益)の把握	ハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化の実現という教育啓発特定事業の効果発現を通じて、基本構想に基づくハード整備による効果が十分に発揮され、基本構想で定める重点整備地区内における高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上が図られる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	高齢者、障害者等の移動等円滑化を通じ、高齢者、障害者等の外出の増加、ひいては地域経済の活性化が見込まれる。
費用と効果(便益)の関係	当該規制の新設については、一定の遵守費用が発生する。また、主務大臣による勧告及び是正命令に係る行政費用が発生するが軽微である。一方、当該規制の新設には、ハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化を図るとともに、教育とバリアフリー施策とを連携させるという教育啓発特定事業の成果を通じ、基本構想に基づくハード整備による効果が十分に発揮され、高齢者、障害者等の重点整備地区内における移動上の利便性及び安全性の向上が図られるという大きな効果がある。副次的には、高齢者、障害者等の移動等円滑化を通じ、高齢者、障害者等の外出の増加、ひいては地域経済の活性化が見込まれる。以上より、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の新設は妥当である。
代替案との比較	移動等円滑化基本構想に位置付けられた教育啓発特定事業の実施について実施主体となる施設設置管理者に義務付けを行うが、主務大臣による勧告及び是正命令規定を設けないことが代替案として考えられる。規制案と代替案を比較すると、遵守費用、行政費用とも、規制案と比べ、勧告及び是正命令に係る費用が軽減される。しかし、代替案においては、勧告及び是正命令という教育啓発特定事業実施の担保措置がないため、その効果は限定的であり、多様な関係者を巻き込んだ教育啓発特定事業の確実な実施による共生社会の実現という本制度の政策目的が達成できないため、本規制案の採用が妥当である。
その他関連事項	有識者、高齢者、障害当事者、事業者等の関係者による議論の場として、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を令和元年11月及び令和2年1月に開催し、令和2年1月の検討会において、改正の方向性をとりまとめた。規制の検討に際しては、規制を受けることになる各事業者等に対し、規制案を説明の上、意見を聴取した。
事後評価の実施時期等	本規制については、施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	(2)公共交通事業者等が遵守すべきソフト基準の創設(第8条関係)
規制の区分	新設
担当部局	国土交通省総合政策局安心生活政策課
評価実施時期	令和2年2月3日
規制の目的、内容及び必要性等	ハード面のバリアフリー化がなされた新設旅客施設・車両等について、公共交通事業者等による使用や管理が適切でないためにその機能が十分に発揮されず、高齢者、障害者等の円滑な移動が阻害されている事例がある。以上をふまえ、公共交通事業者等が新設旅客施設・車両等を使用して役務を提供する際、ソフト面でのバリアフリー化のために必要な使用方法・管理方法等に係る基準の遵守義務を課すとともに、違反の事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるようにする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	公共交通事業者等において、ソフト基準を遵守するための取組を実施する費用が発生する。
(行政費用)	違反の事実がある場合は是正命令に係る費用が想定される。
直接的な効果(便益)の把握	当該旅客施設等におけるバリアフリー設備に係る使用・管理が適切に行われ、既に整備したハードの機能が十分に発揮されることで、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上が図られる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	高齢者、障害者等の移動等円滑化を通じ、高齢者、障害者等の外出の増加、ひいては地域経済の活性化が見込まれる。
費用と効果(便益)の関係	当該規制の新設については、一定の遵守費用が発生するものの、これまで適切に新設旅客施設・車両等を使用・管理している公共交通事業者等にとっては過度な負担となるものではない。行政費用は軽微である。一方、バリアフリー設備の適切な使用・管理状況の向上と、それに伴う高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上という大きな効果があり、副次的には、高齢者、障害者等の移動等円滑化を通じ、高齢者、障害者等の外出の増加、ひいては地域経済の活性化が見込まれる。以上より、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の新設は妥当である。
代替案との比較	公共交通事業者等による新設旅客施設・車両等に係るソフト基準の遵守に義務を課すが、是正命令は行わないことが代替案として考えられる。規制案と代替案を比較すると、代替案について、その費用は、遵守費用、行政費用ともに軽減される一方、その効果は限定的であり、全ての公共交通事業者等によるバリアフリー化された施設等の適切な使用・管理の実現という本制度の政策目的が達成できないため、本規制案の採用が妥当である。
その他関連事項	有識者、高齢者、障害当事者、事業者等の関係者による議論の場として、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を令和元年11月及び令和2年1月に開催し、令和2年1月の検討会において、改正の方向性をとりまとめた。規制の検討に際しては、規制を受けることになる各事業者等に対し、規制案を説明の上、意見を聴取した。
事後評価の実施時期等	本規制については、施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	(3)公共交通事業者等に対するバリアフリー化の措置に関する協議への応諾義務の創設(第8条、第9条の2及び第9条の3関係)
規制の区分	新設
担当部局	国土交通省総合政策局安心生活政策課
評価実施時期	令和2年2月3日
規制の目的、内容及び必要性等	複数の路線や交通モードが乗り入れる交通結節点の乗継ぎは、施設規模が大きく、利用者が多いことから、高齢者、障害者等にとって利用上の負担が大きく、バリアフリールートでの乗継ぎが複雑化していること等の課題が指摘されている。また、乗継ぎの円滑化について協議を受ける側の事業者は、費用負担や業務量の増加の面から必ずしも積極的とは限らないため、実現に向け必ずしも建設的な議論が行われていない場合もある。以上をふまえ、公共交通事業者等が高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑化するため、他の公共交通事業者等に対し協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないこととする。また、主務大臣は、法第9条の2の「公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項」を勘案して必要があると認めるときは、法第9条の3に基づき、公共交通事業者等に対して乗継ぎの円滑化に関する措置について必要な指導及び助言をすることができることとする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	協議依頼を受けた公共交通事業者等のうち、本改正案による規制を受けなくとも協議に応じる立場をとる事業者には新たな負担は発生しない一方、応諾義務を課す規制が存在するためにやむなく協議に応じる立場をとる事業者には、新たに協議に応じるための費用が発生する。
(行政費用)	主務大臣による指導及び助言に係る費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	協議応諾義務の創設により、公共交通事業者等間の連携による施設整備や誘導案内の円滑な引き継ぎのための連絡調整が促進され、交通結節点におけるバリアフリールートでの乗継ぎの利便性及び安全性の向上が期待されるという大きな効果がある。
副次的な影響と波及的な費用の把握	高齢者、障害者等の移動等円滑化を通じ、高齢者、障害者等の外出の増加、ひいては地域経済の活性化が見込まれる。
費用と効果(便益)の関係	当該規制の新設については、協議応諾に係る遵守費用、また、指導・助言に係る行政費用が発生する。一方、当該規制の新設の結果、交通結節点において公共交通事業者等間の連携が促進され、高齢者、障害者等の移動上の利便性と安全性が向上するという大きな効果があり、副次的には高齢者、障害者等の移動等円滑化を通じ、高齢者、障害者等の外出の増加、ひいては地域経済の活性化が見込まれる。以上より、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の新設は妥当である。
代替案との比較	公共交通事業者等に対し、応諾義務は課すが、協議に応じなかった者に対する大臣による指導・助言は行わないことが代替案として考えられる。規制案と代替案を比較すると、遵守費用、行政費用ともに変わらない一方、代替案は、その効果について、指導・助言に沿った事業者の対応を確保するという点において、その実効性が低下する可能性があるため、規制案の採用が妥当である。
その他関連事項	有識者、高齢者、障害当事者、事業者等の関係者による議論の場として、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を令和元年11月及び令和2年1月に開催し、令和2年1月の検討会において、改正の方向性をとりまとめた。規制の検討に際しては、規制を受けることになる各事業者等に対し、規制案を説明の上、意見を聴取した。
事後評価の実施時期等	本規制については、施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	(4)一定の公共交通事業者等が作成しなければならないハード・ソフト一体的な取組促進のための計画書への記載事項の追加(第9条の2、第9条の4、第9条の5及び第9条の6関係)
規制の区分	拡充
担当部局	国土交通省総合政策局安心生活政策課
評価実施時期	令和2年2月3日
規制の目的、内容及び必要性等	乗降客数が一定の規模以上の公共交通事業者等は、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な努力義務事項について、ハード・ソフト取組計画書を毎年度作成し、主務大臣に提出するとともに、その実施状況等を主務大臣に報告し、公表することについて義務が課されている。今般、公共交通事業者等の努力義務として、「既存の旅客施設及び車両等に関するソフト基準の遵守」及び「高齢者障害者等用施設等の利用者に対する広報活動、啓発活動」を追加するところ、これらについても計画的な実施を促進する必要がある。以上をふまえ、ハード・ソフト取組計画書の記載事項に、新たに創設する努力義務である上記の2項目に関する事項を追加し、これら事項について記載したハード・ソフト取組計画書の作成・提出を事業者に義務付けることとする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	計画書の作成、報告書の作成、計画書・報告書作成にあたっての実態把握・分析に関する費用が増加する。
(行政費用)	提出された計画書及び報告書の受理に係る費用が発生するが、これは従来より行っている事務であるため、記載事項が2項目追加されてはいるものの、行政費用の増加は僅少である。
直接的な効果(便益)の把握	新たに公共交通事業者等の努力義務として追加する2項目について、ハード・ソフト取組計画書における記載事項に追加することにより、公共交通事業者等によるそれらの事項に係る取組が促進されることに伴い、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上が図られる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	高齢者、障害者等の移動等円滑化を通じ、高齢者、障害者等の外出の増加、ひいては地域経済の活性化が見込まれる。
費用と効果(便益)の関係	当該規制の拡充には、遵守費用として計画書・報告書の作成及び書類作成にあたっての実態把握・分析費用が発生するが、行政費用の増加は僅少である。一方、公共交通事業者等による新たな努力義務事項(既存施設等に係るソフト基準遵守及び高齢者障害者等用施設等の利用者に対する広報・啓発活動の実施)の計画的な実施の促進という大きな効果があり、副次的には、高齢者、障害者等の移動等円滑化を通じ、高齢者、障害者等の外出の増加、ひいては地域経済の活性化が見込まれる。以上より、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の新設は妥当である。
代替案との比較	公共交通事業者等の努力義務として新たに追加された2項目について、努力義務ではなく、公共交通事業者等に義務を課することが代替案として考えられる。規制案と代替案を比較すると、代替案は、より確実な効果が発生する一方、既存施設のソフト基準に係る義務履行に関し事業者に過大な遵守費用を求めることとなるとともに、広報・教育啓発に係る義務付けはその性質上努力義務によることが適切であるため、本規制案の採用が妥当である。
その他関連事項	有識者、高齢者、障害当事者、事業者等の関係者による議論の場として、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を令和元年11月及び令和2年1月に開催し、令和2年1月の検討会において、改正の方向性をとりまとめた。規制の検討に際しては、規制を受けることになる各事業者等に対し、規制案を説明の上、意見を聴取した。
事後評価の実施時期等	本規制については、施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	